官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医療法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八三）　一
○車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（国土交通八七）　二
〔その他告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一一二）　三
○ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する日本国政府とパラグアイ共和国政府との間の交換公文の改正に関する書簡の交換の件（外務二八七）　五
○返納を命じた旅券を無効とする件（同二八八）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（同二八九）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九〇）
○ギニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九一）
○南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二九二）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二九三～二九六）
○保安林の指定をする件（農林水産一一九二～一一九九）
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛一八一）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
消費者庁　最高裁判所
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係
会社その他

省令

○厚生労働省令第八十三号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項第二号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日　厚生労働大臣　福岡　資麿

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）	（法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間）
第三十条の三十三の四　法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。	**第三十条の三十三の四**　法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、平成三十七年六月三十日までの期間とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十四条第一項の規定に基づき、車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月十二日　国土交通大臣　中野　洋昌

車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～十五　（略） 十六　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両 ２　（略）	（車両の指定） **第七条**　令第十四条第一項に規定する国土交通省令で定める車両は、次のとおりとする。 一～十五　（略） 十六　家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条の規定による家畜の死体の焼却又は埋却のために必要となる装置の運搬のため使用される車両 ２　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。